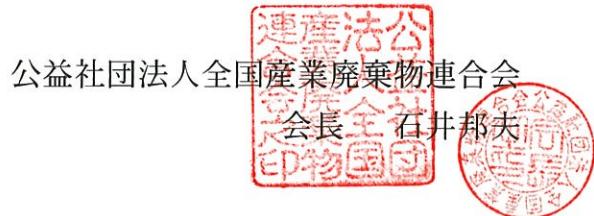


全産廃連発第 178 号  
平成 25 年 12 月 11 日

各正会員  
会長・理事長 様



### 産業廃棄物処理施設における爆発災害の防止について（お願い）

当連合会の事業の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

さて、爆発災害の防止については、かねてからその徹底を図ってきたところであります。昨今の報道等でご承知のとおり、産業廃棄物処理施設において爆発災害が発生しております。

事故原因については究明が待たれるところですが、同様の事故の再発を防止するためには、事業所においての安全管理を徹底し、工程、作業に応じて適切にリスクアセスメントを行い、設備的な対策、作業管理的な対策、保護具の使用等の措置を適確に応じる必要があります。

当連合会では、安全衛生委員会において、爆発災害の防止の観点から平成 22 年に「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説（以下「モデル安全衛生規程」という）」(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/anzeneisei.pdf>) を改訂しております。

また、環境省では、廃棄物情報の適正な提供方法等について「廃棄物情報の提供に関するガイドライン（第 2 版）（以下「WDS ガイドライン」という）」(<http://www.env.go.jp/recycle/misc/wds/index.html>) として取りまとめております。

つきましては、貴協会傘下会員企業に対し、爆発災害の防止に向けて必要な対策が講じられるよう、「モデル安全衛生規程」及び「WDS ガイドライン」の周知を図る等、対策の徹底につきまして一層の取組をお願いします。

（担当：調査部 戒能）